かながわ治療と仕事の

両立推進企業

がん患者の治療と仕事の両立に資する休暇制度や勤務制度を 整備している企業を、神奈川県が認定します!







「かながわ治療と仕事の両立推進企業」とは





認定対象となる企業

県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において事業活動を行っている企業、団体。

認定基準

(1)~(3)いずれかの項目を満たしていること

- (1) 時間単位又は半日単位の年次有給休暇制度を整備していること。
- (2) 傷病・病気休暇制度を整備していること。
- (3) 短時間勤務制度、時差出勤制度、失効年次有給休暇積立制度、 在宅勤務制度、フレックスタイム制度のいずれか一つ以上の 制度を整備していること。

クラス分類

3つすべてを満たしている場合 … プラチナ

2つ満たしている場合 ……… ゴールド

1つ満たしている場合 ……… スタンダード

申請方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、神奈川県がん・疾病対策課 (〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1) あて郵送してください。

■ 申請書類:がん・疾病対策課のホームページよりダウンロードしてください。

かながわ 両立推進企業

検索

■ 募集期間:随時



問合せ先:がん・疾病対策課 がん・肝炎対策グループ

TEL 045-210-5015 (直通)



「かながわ治療と仕事の両立推進企業」の 「認定基準を整えたい」 事業主の方



制度には なっていないが 運用で対応している

> 制度はあるが 治療のために 利用されていない



取り組んで みたいが 何からはじめて いいか わからない ●治療と仕事の両立支援は「働き方実行計画」 にも掲げられた大切な取組です。

> 個別訪問 支援

窓口での相談対応

個別調整 支援 事業者 啓発セミナー

●お問い合わせ・ご相談は ※支援はすべて無料!



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階

神奈川産保

検索 -

https://www.kanagawas.johas.go.jp/

